

無電柱化に係るガイドライン

1. 無電柱化の対象について

無電柱化の実施にあたり、各道路管理者は、市街地の幹線道路や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、歴史的街並みの保全、観光振興、地域文化の復興、地域活性化等に資する箇所を選定しているところである。

これらは、景観法、バリアフリー新法(※1)、観光圏整備法(※2)、歴史まちづくり法(※3)等が施行されたことなどによって、安全・安心の社会づくり、観光振興等による活力の創造、景観形成による魅力向上等の観点から、無電柱化の要請は、地域や社会から、より一層強く求められているという背景がある。

無電柱化の事業の実施にあたっては、これらの地域の要請に応え、道路管理者と電線管理者は協議の上、地方公共団体と調整しつつ、また電力・通信需要にも配慮しつつ、無電柱化の必要性及び整備効果を踏まえ、整備及び費用負担の方式について調整を図りながら、引き続き無電柱化を進めるものとする。

※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(H18 施行)

※2 観光圏の整備による観光旅客の来訪および滞在の促進に関する法律(H20 施行)

※3 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(H20 施行)

2. 無電柱化の進め方について

1) 効率的な無電柱化の推進

コスト縮減を図りつつ、地域の実情に応じた効率的な整備を推進することが必要であるため、地域の実情に応じてコスト縮減が可能な以下の手法も活用しながら無電柱化を実施するものとする。

①同時施工

歩道整備等の道路事業等が電線共同溝と同時期に計画されている場合には、工期等を調整し、同時に施工するものとする。その際には、計画のなるべく早い段階から調整を行い円滑な事業実施を図るものとする。

また、将来において無電柱化の必要性が見込まれる箇所において、

道路の新設又は拡幅（土地区画整理事業等による場合を含む。）と一体的に行う電線共同溝の整備（以下、「同時整備」という。）を実施するものとし、電線を収容するための管路等の増設が発生しない構造とするよう努めるものとする。

②地中化方式以外の手法の活用

条件の整う箇所では、軒下・裏配線等の手法を地域の実情に応じて活用するものとする。

③浅層埋設方式

従来よりもコンパクトな浅層埋設方式を活用するものとする。

④既存ストックの有効活用

既設の地中管路について、管路所有者と協議の上、可能であれば、電線共同溝等の一部として活用するものとする。

2) 整備手法

地中化方式による整備を基本としつつ、地域の実情に応じ、地中化方式以外の無電柱化方式も活用するものとする。

①地中化方式

a) 電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備する方式。

b) 自治体管路方式

地方公共団体が管路設備を整備する方式。

c) 要請者負担方式

原則として要請者が整備する方式。

なお、地上機器の設置により、十分な歩道幅員の確保が困難である場合には、地域の実情に応じて柱状型機器の活用も検討する。

②地中化方式以外のもの

a) 軒下配線方式

建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式。

b) 裏配線方式

表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等に移設する方式。

3) 整備を進めるにあたっての体制

①全国 10 ブロック毎の道路管理者、電線管理者、地方公共団体等の関係者からなる地方ブロック無電柱化協議会において、構成員の意見を十分反映した協議により、実施予定箇所の計画をとりまとめ、円滑に進めるものとする。

②同協議会においては、都道府県単位などの地方部会の意見を反映するものとする。

- ③ 具体の無電柱化箇所における事業実施にあたっては、道路管理者、電線管理者及び地元関係者の各々が果たすべき役割と責任を踏まえ、連絡会議の設置や住民参加型の計画策定に対する支援を活用すること等により円滑に推進するものとする。

3. 費用負担のあり方について

無電柱化は、以下の費用負担により実施するものとする。

① 地中化方式

a) 電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者及び電線管理者が負担。

b) 自治体管路方式

管路設備の材料費及び敷設費を地方公共団体が負担し、残りを電線管理者が負担。

c) 要請者負担方式

無電柱化整備費用の原則として全額を要請者が負担。

② 地中化方式以外の無電柱化方式

a) 軒下配線方式

整備費用は、移設補償の場合、道路管理者が負担。

b) 裏配線方式

整備費用は、移設補償の場合、道路管理者が負担。

4. その他

一般に無電柱化事業は4、5年の事業期間を要すること等を踏まえ、当面の間、当該ガイドラインに基づき、事業を実施するものとし、今後4、5年を目途として、必要に応じ見直しを検討するものとする。